

Keyword: 映画、著作者、製作者

映画の著作物

著作権者となる「映画製作者」とは？
二次展開に向けた、適切な権利処理



【著作権】

弁護士・弁理士・米国CAL弁護士
米国PA試験合格 **高石秀樹**

1—1.「著作物」



①思想又は感情の表現

②表現の創作

③(文芸・学術・美術又は音楽の範囲に属する)

①については、人間の何らかの精神的活動の所産であればよい。

②については、創作性とは、ありふれた表現ではない作者の個性が現れていれば足りる。⇒具体的には、その著作物の性質に照らして、後発の創作者に他の表現の選択余地が残されていれば、創作性が認められ得る。

③については、独自の役割はない。著作権法10条は、著作物の例示。そのうちのひとつが、映画の著作物。

1-2. 「著作者」

著作者＝「著作物を創作する者」(著作権法2条1項2号)

⇒著作物の**表現**を確定した者(客観的基準)

「著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称(以下『実名』という。)又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの(以下『変名』という。)として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。」(著作権法14条～著作者の推定。)

「法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の**発意**に基づきその法人等の業務に従事する者が**職務上作成**する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その**法人等が自己の著作の名義の下に公表**するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。」(著作権法15条～**職務著作**)

」 ※「プログラム」の著作物は、「**法人等が自己の著作の名義の下に公表**」**不要**(15条2項)

1-3. 「著作権者」

著作権者＝（著作者ではなくとも、）著作物に関する権利を保有する者（※著作権は譲渡可能（著作権法61条））

※著作者人格権は、譲渡できず相続の対象ではないため、著作者のみが保有する。

⇒死後の人格的利益保護

「著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。」（著作権法60条）

1-4. 著作権の期間

(原則) 著作権～著作者の生存年間及び
その死後70年間

映画の著作権～公表後70年間(※創作後70年
以内に公表されなかったときは、創作後70年間)

2-1. 「映画の著作物」



著作権法に、「映画」自体の定義規定はない。

「この法律にいう『映画の著作物』には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に**固定**されている著作物を含むものとする」(著作権法2条3項)

⇒劇場用映画の他、劇場における上映を前提としないテレビ番組、アニメ、ビデオ、CMフィルムも、「映画の著作物」として扱われる場合がある。

ゲームソフト、インターネット投稿用動画(YouTube, TikTok)等も、「映画の著作物」に該当する場合がある。



最高裁平成14年4月25日「中古ゲームソフト事件」

「本件各ゲームソフトは…CD-ROM中に収録されたプログラムに基づいて抽出された映像についてのデータが、ディスプレイの画面上の指定された位置に順次表示されることによって、全体が動きのある連続的な映像となって表現されるものである。本件各ゲームソフトは、コンピュータ・グラフィックスを駆使するなどして、動画の映像もリアルな連続的な動きを持ったものであり、映像に連動された効果音や背景音楽とも相まって臨場感を高めるなどの工夫がされており、アニメーション映画の技法を使用して、創作的に表現されている。なお、本件各ゲームソフトを使用する場合に、ディスプレイの画面上に表示される動画映像及びスピーカーから発せられる音声は、ゲームの進行に伴ってプレイヤーが行うコントローラの操作内容によって変化し、各操作ごとに具体的内容が異なるが、プログラムによってあらかじめ設定される範囲のものである」

「本件各ゲームソフトは、著作権法2条3項に規定する『映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物』であり、同法10条1項7号所定の『映画の著作物』に当たる。」(「三国志Ⅲ」は静止画像が多く×)

⇒「適法に販売され、…需要者に購入されたことにより、…」映画の「頒布権のうち譲渡する権利は…消尽し…中古品を公衆に再譲渡する行為には及ばない…。」



最高裁平成14年4月25日「中古ゲームソフト事件」

「本件各ゲームソフトは...CD-ROM中に収録されたプログラムに基づいて抽出された映像についてのデータが、ディスプレイの画面上の指定された位置に順次表示されることによって、全体が動きのある連続的な映像となって表現されるものである。本件各ゲームソフトは、コンピュータ・グラフィックスを駆使するなどして、動画の映像もリアルな連続的な動きを持ったものであり、映像に連動された効果音や背景音楽とも相まって臨場感を高めるなどの工夫がされており、アニメーション映画の技法を使用して、創作的に表現されている。なお、本件各ゲームソフトを使用する場合に、**ディスプレイの画面上に表示される動画映像及びスピーカーから発せられる音声は、ゲームの進行に伴ってプレイヤーが行うコントローラの操作内容によって変化し、各操作ごとに具体的内容が異なるが、プログラムによってあらかじめ設定される範囲のものである**」

「本件各ゲームソフトは、著作権法2条3項に規定する『映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物』であり、同法10条1項7号所定の『映画の著作物』に当たる。」(「三國志Ⅲ」は静止画像が多く×)

⇒「適法に販売され、…需要者に購入されたことにより、…」映画の「頒布権のうち譲渡する権利は…消尽し…中古品を公衆に再譲渡する行為には及ばない…。」



メタバーズ(3次元仮想空間)と、(映画の)著作権

メタバーズ上でのイベント ~上演権? 公衆送信権?

⇒複雑な検討課題であるが、権利関係は現実世界と同じ。

メタバーズの仮想空間は、全体として映画の著作物?

「ディスプレイの画面上に表示される動画映像及びスピーカーから発せられる音声は、ゲームの進行に伴ってプレイヤーが行うコントローラの操作内容によって変化し、各操作ごとに具体的内容が異なるが、プログラムによってあらかじめ設定される範囲のもの」であり、物に**固定**なら...

⇒**映画の著作物**とすると、**著作権者は、著作者ではない...**

2—2. 「映画の**著作者**」



「映画の著作物の**著作者**は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、**制作、監督、演出、撮影、美術等**を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする」(著作権法16条本文)

★「製作」～物を“作る”こと



★「制作」～アートを“創る”こと

2-2. 「映画の**著作者**」

「**制作**」=プロデューサー、「**監督**」=撮影監督、「**演出**」=ディレクター、「**美術**」=美術監督・特殊撮影の監督。

「**全体的形成に創作的に寄与した者**」=映画の著作物に対して一貫したイメージを持ちながら、創作活動の全体にわたって関与し、参画した者。(モダン・オーサー)

⇒原作者、脚本家、音楽家等は映画の著作者とならず、プロデューサーや監督(美術監督、撮影監督、音楽監督を含む)、演出者、カメラマン、美術デザイナー等が、映画の著作者になりうる。(「**等**」の意味～特殊撮影の監督などが含まれ、助監督、カメラ助手等は含まれない。)

宇宙戦艦ヤマト事件（東京地裁平成14・3・25判タ1088号268頁・判時1789号141頁）～アニメーション作品の監督であつてもメカニックデザインやキャラクター設定等の美術・設定デザインの一部に関与しただけの者は、映画の著作者にあたらぬとする一方で、企画書の作成から映画の完成までのすべての製作過程に関与し、具体的かつ詳細な指示をして、最終決定を行ったプロデューサーが映画の著作者にあたると判示した。

超時空要塞マクロス事件（東京地判平成15・1・20判タ1123号263頁・判時1823号146頁）は、テレビ用アニメーション作品において、具体的関与なく、スタッフに対して指示を与えたこともなかったプロデューサーは映画の著作者にあたらぬと判示した。

⇒映画制作過程で、映画の全体的形成に創作的に寄与する行為をした者は、監督であろうと演出家であろうと肩書きにかかわらず、映画の著作者となる。このような者が複数いれば、映画の著作物を共同著作物とする著作者となる。

2—3. 「映画の著作権者」



「**映画の著作物の著作権**は、その著作者が映画**製**作者に対し当該映画の著作物の**製**作に参加することを約束しているときは、当該映画**製**作者に帰属する。」(著作権法29条1項)

※映画**制**作は多額の費用がかかるため、**制**作費を負担した映画**製**作会社を著作権者として保護する趣旨。

⇒ **著作者**と**著作権者**がずれている!!

⇒例えば、写真家の写真が映画に使われても、写真家に映画の著作権は無い。



2—3. 「映画の著作権者」

※「**映画製作者**」＝「映画の著作物の**製作に発意と責任**を有する者」
(著作権法2条1項10号)

＝「**映画の著作物を製作する意思を有し、著作物の製作に関する法律上の権利義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者**」である(東京高裁平成15・9・25(平成15年(ネ)第1107号)等。判例・通説)

⇒①映画制作の進行管理と完成に関して最終的な責任を負うこと(必要な資材の調達、制作に従事するスタッフの選定雇用、製作の全過程の指揮を含む。いわゆる完成保証)、②スタッフや資材会社等に対し自ら経費を払っていることが重要な要素となる。(映画・ゲームビジネスの著作権〔第2版〕、著作権情報センター2015年)

2—3. 「映画の著作権者」



※「**発意**」=最初に映画を自ら企画立案した場合だけでなく、他人からの依頼等によって製作意思を有するに至った場合もこれに含まれる。(東京高判平成15・9・25(平成15年(ネ)1107))

※「**責任**」=映画製作を行う法的主体として、**収入・支出を自己の計算において行う**ことが求められている。

※原著作物の著作権、脚本の著作権、美術の著作権、写真の著作権自体は、当該著作権者に残る。

2—3. 「映画の著作権者」



★映画制作会社にビデオ映画の製作を発注し、代金を支払った者は「映画製作者」に当たらず、映画の著作権者ではない。(大阪地判平成5年3月23日・平成元年(ワ)第8207号【TBS事件】)

「原告は、山口組若頭として、本件継承式を記録するビデオ映画の製作を藤映像に発注し、その代金として500万円を支払ったにとどまるのに対して、Cは、藤映像の業務として、本件ビデオの内容を具体的に構想したうえで、その製作に必要な資材を調達し、その製作に従事するスタッフを選定雇傭し、製作の全過程を指揮して本件ビデオを完成し、人件費、その他製作に要する諸費用の支出も、藤映像の責任と計算においてなされたのであるから、本件ビデオの製作に発意と責任を有する者(映画製作者)は、原告ではなく、藤映像であるといわざるを得ない。したがって、原告が映画製作者として本件ビデオの著作権を取得した旨の原告の主張を認めることはできない。」

2—3. 「映画の著作権者」



⇒制作会社ではなく、**広告主がCMの「映画製作者」であると判断された事例**もある。この事案では、広告主が制作費・出演料を支払い、広告効果のリスクを専ら負担した事情が適示された。(平成24年(ネ)第10008号【**ケースデンキCM事件**】<飯村裁判長>。平成21年(ワ)第4753号、平成21年(ワ)第39494号<大須賀裁判長>同旨)。

「本件ケースCM原版についてみると…**広告主は、原告及び被告アドックに対し、約3000万円の制作費を支払っているのみならず、別途多額の出演料等も支払っていること、同広告映像により、期待した広告効果を得られるか否かについてのリスクは、専ら、製作者たる広告主において負担しており、製作者たる広告主において、著作物の円滑な利用を確保する必要性は高い**と考えられること等を総合考慮するならば、同CM原版について同法29条1項の適用が排除される合理的な理由は存在しない…。…本件ケースCM原版について、これを製作する意思を有し、当該原版の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体となり、かつ、当該製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者としては、**広告主であるケースデンキである…。**」

2—3. 「映画の著作権者」

未完成・未編集フィルムの著作権の帰属

(東京高判平成4年(ネ)第1421号「青森県三沢市市勢映画事件」)

※本件未完成・未編集フィルムは、未だ「映画の著作物」ではなく、「映像著作物」に過ぎないから、映画製作者に著作権が帰属しない。⇒監督(控訴人)が著作権者。

「著作権法二九条一項により映画製作者が映画の著作物の著作権を取得するためには、いうまでもなく著作物と認められるに足りる映画が完成することが必要であるから、参加約束のみによつて未だ完成されていない映画について製作者が著作権を取得することはない。しかし、そのことは、当初予定されていた映画が予定どおり完成しなければならないことまでを意味するものではなく、撮影済みフィルムを編集するなど、映画製作過程に入った後、製作が途中で打ち切られてもその時点までに製作されたものに創作性が認められれば、その限りで製作者は著作権を取得する。この場合、その映画製作のためにフィルムに撮影収録された映像のうち、未使用部分の著作権の帰属が問題となる(既使用部分は映画に化体されその内容となつていのであるから、同部分の映像著作権自体は存在しないものとする)。しかし、少なくとも、本件において、本件契約の変更により控訴人が参加約束をした「歴史・文化編」については、映像を撮影収録した本件フィルムがNGフィルム選別、シナリオに従つた粗編集、細編集、音づけ等の映画製作過程を経ないまま未編集の状態に及んでいる…から、結局本件フィルムに関する限り著作物と認めるに足りる映画は未だ存在しないものというべきである。そして、本件フィルムが撮影収録した映像の内容は別紙未編集フィルム・内容一覧表のとおりであることは当事者間に争いのないところであるが、それは単なる風景の描写とは異なるものと認められ、かつ前記のようなテーマを持つた映画「歴史・文化編」に使用されることを意図したものであることを勘案すれば、本件フィルムに撮影収録された映像は、それ自体で創作性、したがつて著作物性を備えたものというべきである(被控訴人も映画のための撮影済みフィルムの著作物性自体は争っていない)。そうであれば、本件フィルムに撮影収録された映像著作物の著作権は、監督としてその撮影に関わつた著作者である控訴人にいぜん帰属する…。」(※この控訴審判決には、批判的な意見もある。立法過程では、これも「映画の著作権」と考えられていた。もっとも、仮に「映画の著作権」に当たるとしても、著作権法29条1項の「製作に参加することを約束し」た映画に当たるか否かは更に問題となり得る。)

3. 映画の著作物に関する権利処理

3-1. 原著作物がある場合

映画製作者はその原作者から映画化権(著作権法27条)について利用許諾を得る必要がある。さもないと、著作権侵害や同一性保持権侵害にあたるおそれがある。

⇒原著作物の著作者は、映画の著作者から除外されているが、著作権法28条を介して、当該映画の著作者が有するものと同一の著作権法21条以下の権利(複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権等)を専有する。

⇒原著作物の著作者との間で、原著作物の映画化権のみならず、二次的著作物である映画について原著作物の著作者が有する著作権法21条以下の権利についても、原著作者と交渉する必要がある。

原作者が受領する著作権料の相場

(<https://toyokeizai.net/articles/-/436884?page=4>)

日本のメジャー映画は、小説・漫画の原作が多い。

「テルマエ・ロマエ」の原作者が「映画化で受け取ったお金は100万円」と発言

(日本文藝家協会の規約第25条) 「**映画制作及び上映等**における著作物の使用料は、番組制作費や提供価格等を斟酌し、1,000万円を上限として利用者と本協会が協議して定める。」

原作者には、**映画の二次使用料**が支払われる。

日本文藝家協会のほか、日本シナリオ作家協会、日本映画監督協会など各団体の規約により、著作者は「ソフト本体価格の1.75%×出荷枚数、レンタル事業者がメーカーに支払う金額の3.35%」をもらう(注・出版社など事業者を介する)ルールになっている。

原作にあたるか否かの限界事例(映画「カメラを止めるな！」)

和田亮一氏(劇団「PEACE」主宰者)が、自作の演劇「GHOST IN THE BOX!」に似ていると主張し、原作として作品名を入れることなどを申し入れた。

《論点》演劇の脚本を著作物を原作として利用して翻案したか、(著作物にあたらぬ)アイデアを原案として参考にしただけか。

上田監督も「GHOST IN THE BOX!」から着想を得たことを発言していた。
⇒話し合いの結果、共同原作というクレジットに変更された。

<https://natalie.mu/eiga/news/321765>

「カメラを止めるな！」クレジット

日本語版における表記

共同原作 和田亮一 上田慎一郎

企画開発協力 荒木駿 大坪勇太 (劇団PEACE)

Inspired by : 「GHOST IN THE BOX!」 (和田亮一 / 劇団PEACE)

英語及び他の外国語版における表記

Joint Original Work : Ryoichi Wada, Shin-ichiro Ueda

Planning and Development Co-operation : Shun Araki, Yuta Otsubo (PEACE Theater Group)

Inspired by : "GHOST IN THE BOX!" (Ryoichi Wada / PEACE Theater Group)

3-2. 著作権法61条2項の留保規定



(映画の著作物に限らない)

「映画に関する一切の権利(著作権法27条および28条の権利を含む)は〇〇に帰属する」と契約書上明記しないと、著作権法27条および28条の権利が移転していないと推定される!!

「著作権を譲渡する契約において、第27条又は第28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。」(著作権法61条2項)

「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。」(著作権法27条)

「二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。」(著作権法28条)

3-3. 著作者人格権 (映画の著作物に限らない)

映画著作者は、公表権(著作権法18条)・氏名表示権(著作権法19条)・同一性保持権(著作権法20条)・名誉声望保持権(著作権法113条6項)という“著作者人格権”を有する。

⇒著作者人格権は譲渡できないため、「著作者人格権を行使しない」旨の特約を設けておく必要がある!!

3-4. 実演家の著作隣接権(録音権、録画権等)、実演家人格権



実演家(俳優を始め、映画に出演した者)は、その実演について録音権や録画権等の著作隣接権を取得する(著作権法91条以下)。

ただし、許諾を得て映画の著作物に録音・録画された実演を複製する(ビデオ化、テレビ放送をする等)際に、実演家から改めて許諾を得る必要はない(著作権法91条2項、92条2項、92条の2第2項)。**「ワンチャンス主義」**

★実演家も氏名表示権(著作権法90条の2)・同一性保持権(著作権法90条の3)という実演家人格権を取得するので、著作者人格権と同様にその権利不行使の特約を取り付けるべきである。

3-4. 実演家の著作隣接権

(録音権、録画権等)、実演家人格権

⇒俳優・歌手など多数の実演家の録音・録画権(著作隣接権)について、映像の二次利用(ビデオソフト化、DVD化、テレビ放映など)の際に障害となるため、映画の著作物として録音・録画されたものを二次利用する場合には、各実演家の持つ録音・録画権は原則として適用されないこととすることで権利処理を簡略化している(著作権法91条2項。一部例外あり)。なお映画の著作物に対する放送権(著作権法92条2項)、送信可能化権(著作権法92条の2・2項)、譲渡権(著作権法95条の2・2項)に対しても同様の処理が行われる。日本では、これを俗に「ワンチャンス主義」(実演家の著作隣接権の一つである録音権・録画権について、映画の製作時に自分の実演を録音・録画することを了解した場合には、以後その実演を利用することについて原則として権利が及ばないとする主義。したがって、映画に出演する俳優は、出演契約時に、例えば映画の二次利用(DVD化、CS等への販売等)について追加の報酬等の条件などを取り決めておかないと追加の利益を確保できない。)と呼んでいる。

3-5. 映画で使う音楽、美術、屋外のもの

既成音楽を使用する場合は、音楽出版社・JASRAC等の権利管理団体を通じて権利者から許諾を得る必要がある。(映画制作のために製作された音楽は、全ての権利を映画製作者が買い取ることが多い。) ※例えば、JASRACは、Youtube等と動画投稿サービスでの音楽利用について包括契約を締結している。～音源が自ら演奏又は製作したものであり、広告・宣伝目的の動画でなければ自由利用可能!!

映画のセットで絵画を飾る場合、著作権者の許諾を取る必要がある。

屋外での映画撮影の場合、看板やポスターが自然と映りこんだり、街角の音楽が入っても、付随対象著作物の利用(著作権法30条の2)として認められる。ただし、殊更に映しこむのはNG～メインの被写体に付随するものに限る。

「撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物(当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において『付随対象著作物』という。)は、当該創作に伴って複製又は翻案することができる。」(著作権法30条の2)

※旧著作権法30条の2は「分離困難」性が要件であったが、令和2年改正で要件から外された!!



3-6. 「引用」(映画の著作物に限らない)

「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」(著作権法32条)

+ 著作物の出所と著作者名を明示する必要あり。(著作権法48条1項1号、2項)

※「利用することができる」=Web公開(複製、送信可能化及び公衆送信)も可能!!

東京高判平成11年(ネ)4783「脱ゴーマニズム宣言」事件<山下裁判長>

被告は、原告の漫画の57カットを、自らの著書中に引用して批評した。
⇒全カットの引用(主従関係、明瞭区別性)を認めたが、1カットは同一性保持権侵害。
(目隠しは、広く行われている方法であり「やむを得ない改変」に当たる。ノコマの配置変更は×)

(原審)東京地判平成9年(ワ)27869<森裁判長>

「一般に著作物の引用は、右1で示した引用の要件を充たす限りにおいて、引用著作物の著者が必要と考える範囲で行うことができるものであり、前記1の要件に加えて引用が必要最小限度のものであることまで要求されるものではない。」⇒全カット「引用」と認めて請求棄却。

3-7. (映画の)製作委員会

(複数企業による出資で映像作品を制作する民法上の組合)

作品による収益を、出資した企業間で分配する。製作委員会を組成する企業は、映画配給会社やテレビ局、出版社、広告代理店、映画製作会社、レコード会社等が参加する。

映画製作会社が映画制作業務を行う場合、映画製作会社が映画著作者となる(著作権法16条)。

映画製作会社が映画製作者と解され、映画製作会社に著作権が帰属する場合が多い(著作権法29条)

映画の著作権は、製作委員会を組織する各企業が(出資割合に応じて)共有するように契約することが多い。

(まとめ／TIP)～映画の著作物



★「製作」～物を“作る”こと。

★「制作」～アートを“創る”こと。

*著作権法16条は「著作者」～**制作**(「**制作**」=プロデューサー)

*著作権法29条は「著作権者」～映画を「**制作**」した者ではなく、映画を「**製作**」した者に、映画の著作権が帰属する。

映画の**制作**者のうち、**製作**者でもある者は、映画の**著作者**兼**著作権者**

⇒クリエイターとして映画を「**制作**」しても、映画を「**製作**」していないと、映画の著作権を取得できない!!

(まとめ／TIP)～映画の著作物

「映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。」(著作権法29条1項)。したがって、**映画製作者は、著作者全員から、「当該映画の著作物の製作に参加することを約束」を確保する契約を締結する必要がある。**(ワンチャンス主義)

※メタバース上のイベントに出演～【特別に契約しないと】収益機会はワンチャンス!?

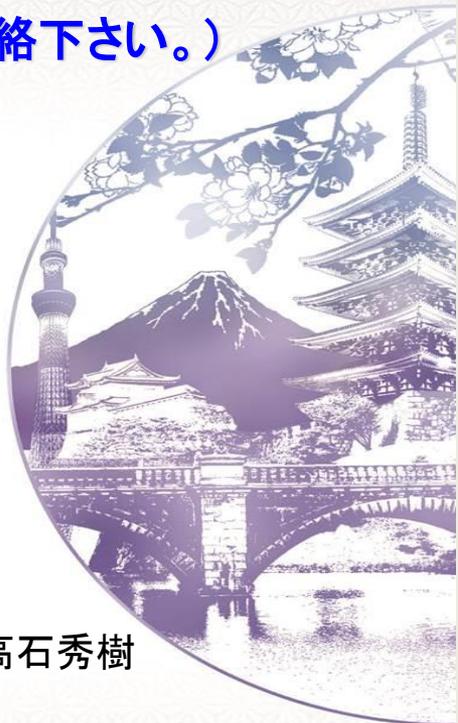
⇒映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を有し、物に固定されており、「映画」に該当するか否かによる。

映画の著作物については、上映、著作者人格権、海外展開時の翻訳、続編制作時の翻案、二次著作物の利用、音楽の権利処理、実演家の著作隣接権(録音権、録画権等)、実演家人格権など、多くの権利処理が必要となる。

映画が成功して収益を分配するとき、逆に責任を分担するとき、世界展開や続編作成に挑戦したり、サウンドトラック作成や商品化するとき、共有著作権者の意見が合わずタイムリーに動けないことがないように、**適切な権利処理**は必須である。

ご清聴有難うございました!!

(本資料の電子データを所望される方は、下記emailにご連絡下さい。)



中村合同特許法律事務所

弁護士・弁理士・米国California州弁護士・米国Patent Agent試験合格、高石秀樹

Tel : 03-3211-3437 (直通)、E-mail : h_takaishi@nakapat.gr.jp

個人HP : <https://www.takaishihideki.com>



[Twitter@CAL000000](https://twitter.com/CAL000000)



<https://www.facebook.com/hideki.takaishi.5>



<https://ameblo.jp/hideki-takaishi>



[YouTube https://www.youtube.com/channel/UCtat5mHDblAGhozkrfeXTg](https://www.youtube.com/channel/UCtat5mHDblAGhozkrfeXTg)

映画上映 & 懇親会のご案内

8月6日(土),7日(日) 15:00 (PM3:00)

8月13日(土),14日(日) 17:00 (PM5:00)

5(金),8(月),9(月),10(水),11(木),12(金) 20:00

池袋HUMAXシネマズ(上映時間50分)



折角の機会ですので、**8月9日(火)及び8月12日(金)**に映画を一緒に観る会を開催します。
⇒私どもは、午後7時半頃から劇場入口でお待ちしておりますので、ご挨拶させて下さい！！
(映画のチケットは、「チケットぴあ」でご購入ください。[ご確認ください | チケットぴあ \(pia.jp\)](https://pia.jp))



映画は1時間弱を予定しています。**上映後、午後9時から池袋で懇親会を開催します**ので、お付き合い頂ける方は、私ども3人と撮影現場の苦勞と次の挑戦についてお話をさせて下さい。

8月9日(火)又は8月12日(金)に映画鑑賞をご一緒に頂ける方々、及び／又は懇親会にご参加頂ける方は、**高石までご連絡頂ければ幸いです**。ご参加頂ける人数を事前に把握しておきたいため、是非よろしくお願ひします。(連絡先:h_takaishi@nakapat.gr.jp)